

県産材利用促進対策事業実施要領

制定（平成31年4月1日付け、林第11号）

改正（令和元年7月1日付け、林第258号）

改正（令和2年3月30日付け、林第804号）

第1 趣旨

県内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用が重要となっている。

このため、広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物等における県産材の利用を促進し、県産材の一層の需要拡大に資する。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において、公共建築物等とは、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に規定する施設のほか、多数の集客が見込まれるなどのPR効果の高い施設のことをいう。
- 2 この要領において、新築とは、建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいう。
- 3 この要領において、増築とは、既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。
- 4 この要領において、改築とは、建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物または建築物の部分を従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。
- 5 この要領において、木造化とは、建築物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造との混構造のものを含む。）の新築、増築又は改築に係る主要構造部材に木材を使用することをいう。
- 6 この要領において、木質化とは、建築物（既存の施設を含む）における内外装（天井、床、壁、建具、デッキ等）に木材を使用することをいう。
- 7 この要領において、設計とは、木造化のために必要な実施設計を行い、計画図書を作成することをいう。
- 8 この要領において、木製品とは、施設内で利用するための木製用具（机、椅子等）、木製遊具（滑り台、ブランコ等）、木製玩具（積み木、パズル等）又は案内板、屏、ベンチ等で主に木材を使用して製作されたものをいう。
- 9 この要領において、県産材とは、県内の森林から生産された原木を「岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）」に基づく登録を受けている製材業者によって製材された木材又はこの原木を県内で加工した木製品のことをいう。

- 10 この要領において、県産森林認証材とは、県産材のうち第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木を使用したものをいう。

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は別表1のとおりとする。
- 2 補助金の交付対象について、国、県及び森林環境譲与税を財源とする市町村からの他事業による補助金等を受けていないこと。
- 3 事業実施主体が市町村の場合、事業に要する市町村費の一部又は全てに森林環境譲与税を充てていないこと。
- 4 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。

第4 事業計画書

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業計画承認申請書（様式1）に事業計画書（様式2）を2部添付し、別に示す日までに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、提出された事業計画書の内容を審査した上で、別に示す日までに、県産材利用促進対策事業における事業計画について（様式3）に事業計画書を添付し、意見を付して農林水産部長に協議するものとする。
- 3 農林水産部長は、県民局長から協議のあった事業計画の内容について適当と認めるときは、県産材利用促進対策事業における補助金額の配分について（様式4）により予算の範囲内で県民局に補助金を配分する。
- 4 3の通知を受けた県民局長は、県産材利用促進対策事業計画の承認及び補助金の内示について（様式5）により事業計画を承認するとともに、農林水産部長から配分された額の範囲内で、事業実施主体に補助金の内示を行う。
- 5 承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

第5 事業実施上の留意事項

- 1 事業実施主体は、設計書及び工事仕様書等に「県産材を使用すること」を明記するなど、木質部材又は木製品には県産森林認証材を含む県産材が確実に使用されるように留意するとともに、納品した製材業者等から県産材納材証明書（様式7）を徴取すること。
- 2 補助対象とする県産材の一部又は全てが施工又は設置後、利用者等の目に見える形で使用されること。
- 3 事業実施主体は、当事業で整備した施設等に、事業名、事業実施主体名及び県産材を使用して整備した施設等であることを明記したプレート等を掲示すること。

第6 補助金の交付手続

補助金の交付手続きは、規則及び要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、第4の4の内示があった場合は、補助金等交付申請書を速やかに県民局長に提出するものとする。

- (2) 県民局長は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業に着手（設計支援にあっては実施設計の開始、木造化・木質化・木製品導入支援にあっては補助対象とする県産材が現地に納材・納品されることをいう。）するものとし、補助金の交付決定を受ける前に補助対象事業に着手してはならない。
- (4) 事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式2）に県産材使用報告書（様式6-1）及び県産材納材証明書（様式7）、又は県産材使用予定量報告書（様式6-2）を添付して県民局長に提出するものとする。
- (5) 県民局長は、事業実績報告書の提出があったときは、現地並びに証拠書類等を審査するものとし、適当と認められた場合には補助金の額を確定して事業実施主体に通知するとともに、事業実績報告書の写しを添付して、県産材利用促進対策事業における事業実績について（様式8）により農林水産部長に提出するものとする。

第7 補助事業の実施状況報告

知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 補助を受けて設置した施設等の管理

事業実施主体は、事業により補助を受けて整備した施設及び導入した木製品について、補助事業の完了後においても補助目的に沿って善良なる管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

第9 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施主体は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

第10 県の事業推進体制

県民局長は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成31年度事業から適用する。

附則

この要領は、令和2年度事業から適用する。

別表 1 (第 3 関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象施設及び木製品	補助対象経費	補助率等	採択要件
設計支援	ア 市町村 イ 公共建築物等を整備する者	県内において、新築、増築、改築する県産森林認証材を含む県産材を主要構造材に使用する公共建築物等	設計に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を200万円とする。	ア 公共建築物等の延床面積が概ね200㎡以上の場合とする。 イ 県産材使用量(材積)に占める県産森林認証材の使用割合が概ね30%以上の木造化の設計とする。 ウ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木造化支援			工事費のうち、県産森林認証材を含む県産材に係る材料費、加工費、運搬費に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を500万円とする。 ただし、CLTを現しで内外装材として使用する場合は1施設当たりの補助金の上限を700万円とする。	ア 延床面積が10㎡以上の建築物とする。 イ 補助対象とする県産材使用量(材積)に占める県産森林認証材の使用割合が概ね30%以上であること。 ウ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木質化支援		県内において、内外装に県産森林認証材を含む県産材を使用する公共建築物等(既存の建築物を含む)		補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を200万円とする。	ア 補助対象とする県産材使用量(材積)に占める県産森林認証材の使用割合が概ね30%以上であること。 イ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。
木製品導入支援		県内の公共建築物等に設置する県産森林認証材を含む県産材を使用する木製品	ア 工事費のうち、県産森林認証材を含む県産材を使用した木製遊具等の材料費、加工費、運搬費に要する経費 イ 県産森林認証材を含む県産材を使用した木製品の備品購入費	ア 私立高校に設置する場合は定額とし、1施設当たりの補助金の上限を1,036千円とする。 イ 上記以外の場合は補助対象経費の1/2以内とし、1施設当たりの補助金の上限を200万円とする。	ア 補助対象とする県産材使用量(材積)に占める県産森林認証材の使用割合が概ね30%以上であること。 イ 木材利用促進のための普及啓発の実施及び協力が可能であること。

注) 同一施設で木造化支援と木質化支援を併用する場合の補助金の上限は700万円とする。

様式 1

発送番号 第 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

申請者 住 所
氏 名 (団体代表者名 印
担当者職氏名 印)
TEL :

県産材利用促進対策事業（変更）計画承認申請書

県産材利用促進対策事業実施要領第 4 の規定により事業(変更)計画書を作成したの
で、承認されたく申請します。

記

添 付 書 類 事業（変更）計画書

年度県産材利用促進対策事業計画（実績報告）書

年 月 日

1 環境整備方針

①県産材を使用した施設を整備（設計）する動機

②今後の県産材の使用方針

※ 県産材を使用することとなったきっかけ及び今後の県産材の使用方針について記載してください。

2 期待される事業効果

①整備した施設の活用方法

②県産材の利用の普及啓発

※ 設計の施設、木造化、木質化及び木製品等の整備後どの様に施設を活用していくか。また、どの様に利用者等へ県産材の利用を普及啓発するか記載してください。

3 整備施設の維持管理方法

4 箇所別整備計画

整備施設名						
施設内容 (用途、使用者数等)						
所在		市・郡		町・村		番地
整備内容	事業区分	使用区分	構造及び規模等	補助対象額 (円)	補助金額 (円)	県産材使用量(m ³) うち県産森林認証材 使用量(m ³) 使用割合(%)
	計			(A)		
	(施設全体)					
設計者	名称	代表者				
	所在	市・郡		町・村		番地
※ 県産材 製材業者	名称	代表者				
	所在	市・郡		町・村		番地
	名称	代表者				
	所在	市・郡		町・村		番地
木材の使い方に関する特色	(使用部材： 無垢 ・ 集成 ・ CLT ・ その他)					
事業(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
負担区分 (円)	計	国	県	市町村	その他	
	(A)	—				
課税・免税の別	課税事業者 ・ 免税事業者 (該当する方に○を記入してください)					
備考						

- 注 (1) 位置図、設計図等(平面図、立面図、断面図、配置図、木びろい表又は製品図面、製品仕様書等)及び設計書又は見積書等の写しを添付すること。(実績報告においては、位置図は不要)。
- (2) 設置箇所や事業区分が複数にわたるときは、原則として設置箇所毎、事業区分毎に別様とする。ただし、木造化と一体で木質化を実施する場合等はこの限りでない。
- (3) 「事業区分」欄は、設計、木造化、木質化、木製品導入の区分を記載する。
- (4) 「使用区分」欄は、県産材を使用(設計)する部分又は木製用具等を具体的に記載する。
- (5) 「構造及び規模等」欄は、設計及び施設整備の場合は、施設全体の構造及び工法等(例：木造、CLTパネル工法)、規模(例：3階建、延床面積(m²))を記載し、木製品導入の場合は規格(例：机(縦○m×横○m×高さ○m))等を記載すること。
- (6) 「補助対象額」欄は、本事業の補助対象経費を記載すること。
- (7) 「補助金額」欄は、「補助対象額」に補助率を乗じて算出された金額を記載し、課税事業者の場合の補助対象事業費は、消費税を除いた事業費とする。
- (8) 実績報告は、「※県産材製材業者」欄に記載し、完成写真を添付すること(設計支援を除く)。また、新築の建築物については、確認済証又は建築工事届の写し、それ以外についても、契約書の写し等を添付すること。
- (9) 「事業(予定)期間」欄は、設計支援にあつては実施設計に係る期間を、木造化・木質化・木製品導入支援にあつては、補助対象とする県産材が現地に納材・納品される期間を記載すること。
- (10) 「備考」欄は、一部に県産材以外の木材を使用する場合に、その内容を記載すること。また、他事業による国、県及び市町村の補助金活用の検討状況等を記載すること。

(実績報告時に添付)

完 成 写 真

【事業実施主体名】

<p>写真添付</p>	<p>(コメント記入欄)</p>

- 注 (1) 写真は、県において木材利用促進のための普及啓発等に活用するため、写真データもあわせて提出すること。
(2) 設計支援については、写真の提出は不要とする。
(3) 木造化支援及び木質化支援については、完成写真に加えて施工前及び施工中の写真も提出すること。

様式3

発送番号 第 号
年 月 日

農林水産部長 殿

県 民 局 長

年度県産材利用促進対策事業における事業計画について

このことについて、次のとおり 年度県産材利用促進対策事業計画書の提出があつたので、県産材利用促進対策事業実施要領第4の2の規定により、意見を付して協議します。

記

1 事業計画一覧表

(単位：円)

事業区分	事業実施主体	実施場所	施設の構造及び規模等	補助対象額	補助金額	備考
県民局計	—	—	—			

2 事業計画書

別添写しのとおり

3 事業計画に対する意見

別添のとおり

(注) 事業実施主体毎に意見を付すこと

様式 4

林 第 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

農 林 水 産 部 長
(公 印 省 略)

年度県産材利用促進対策事業における補助金額の配分について

年 月 日付け、 第 号により協議のあった事業計画について、
県産材利用促進対策事業実施要領第 4 の 3 の規定により、下記のとおり配分する。

記

1 配分額 円

殿

岡山県 県民局長

年度県産材利用促進対策事業計画の承認及び補助金の内示について

年 月 日付けで提出のあった、年度県産材利用促進対策事業計画については、これを承認します。

つきましては、次のとおり補助金を内示しますので、岡山県補助金等交付規則第4条の規定により補助金等交付申請書を速やかに提出してください。

記

1 事業内容

事業区分	事業実施主体	実施場所	施設の構造及び規模等	補助対象額 (円)	補助金内示額 (円)

2 実施上の留意事項

- (1) 木材や木製品の調達など実施経費については、原則複数業者から見積書を徴取するなど、適切な執行とすること。
- (2) 当事業で整備した施設には、県産材利用のモデルとして周知できるよう、次のことを明記したプレート等を掲示すること。

- ア 事業名 年度 県産材利用促進対策事業
- イ 事業実施主体名 ○○○○
- ウ 県産材を使用した施設等であること

(プレート例)

「おかやま森づくり県民税事業」

年度 県産材利用促進対策事業

事業実施主体名

この〇〇は、県内の森林から生産された原木を、
県内で加工して使用しています。

県産材使用報告書

年 月 日

事業実施主体

団体名

代表者名

様

請負業者 住 所

業 者 名

代表者名

印

年 月 日付けで〇〇〇契約を締結した県産材需要拡大総合対策事業(県産材利用促進対策事業)の〇〇〇〇に使用する木材について、次のとおり県産材の納材がありましたので県産材納材証明書を添えて報告します。

記

- 1 補助対象となる県産材の現地に納材(納品)があった年月日
年 月 日 ~ 年 月 日

- 2 現地に納材(納品)した材積

使用部材	県産材材積 (m ³)		備 考
		うち県産森林認証材(m ³)	
無 垢			
集 成			
C L T			
その他			
合 計			

県産材使用予定量報告書

年 月 日

事業実施主体

団体名

代表者名

様

受託業者 住 所

業 者 名

代表者名

印

年 月 日付けで〇〇〇契約を締結した県産材需要拡大総合対策事業(県産材利用促進対策事業・設計支援)の〇〇〇〇に使用する木材について、その使用予定量を算出しましたので報告します。

記

1 実施設計業務の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2 木材使用予定量

使用部材	木材材積 (m^3)	うち県産材		備 考
			うち県産森林認証材	
無 垢				
集 成				
C L T				
その他				
合 計				

注) 木びろい表等木材使用予定量の内訳が分かる資料を添付すること。

様式7

県産材納材証明書

年 月 日

県産材需要拡大総合対策事業(県産材利用促進対策事業)のため当社が納材した木材は、県内の森林から生産され、当社が製材(加工)したことを証明します。

県産材納材業者 製材業者登録番号 岡製第() 号
住 所
業者名等
代表者名 印

県産材納材材積 m^3
うち、森林認証材材積 m^3
森林認証(FM認証)番号

- (添付書類) 1 第三者機関による森林管理認証(FM認証)の認証書の写し
2 原木等の入荷に係る納品書・伝票等の写し※

※COC認証を取得している製材工場が製材を行う場合は、第三者機関によるCOC認証の認証書の写しに代えることができる。

※事業実施主体で記入

確認年月日	年 月 日	確認者 職 氏名	職名 氏名	印
-------	-------	-------------	----------	---

様式 8

発送番号 第 号
年 月 日

農林水産部長 殿

〇 〇 県 民 局 長

年度県産材利用促進対策事業における事業実績について

このことについて、県産材利用促進対策事業実施要領第6(5)の規定により、次のとおり提出します。

記

1 事業実績一覧表

(単位：円)

事業区分	事業実施主体	実施場所	施設の構造及び規模等	補助対象額	補助金額	備考
県民局計	—	—	—			

2 事業実績報告書
別添写しのとおり